

令和6年度分 市民税・県民税申告書の手引き

平素は市税につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和6年度分の市民税・県民税の申告書について、この手引きを参考に作成し提出してください。

税務署に所得税の確定申告書を提出する方は、この申告書を提出する必要はありません。

申告書を提出する必要がある方

- 令和6年1月1日現在、尼崎市内に住所を有する方
- 尼崎市内に住所を有しないが、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方
- 給与所得者は、申告する必要はありませんが、次のような場合は、申告しなければなりません。
 - 日給、家事手伝い、勤務先の倒産、その他の理由で勤務先などから給与支払報告書（源泉徴収票）が本市に提出されていない場合……令和5年1月1日から12月31日までの間に中途退職し、令和6年1月1日現在就職していない場合も含まれます。
 - 主たる給与のほか他に地代・家賃・配当・他の給与などの所得があった場合（注意） 所得税では、通常主たる給与以外の給与収入と、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税については申告しなければなりません。
 - 雑損控除、医療費控除などを受けようとする場合
 - 給与所得者で、特定支出控除を受けようとする場合

申告書を提出される方で令和5年1月1日から12月31日までの間に収入のなかった方は、申告書の裏面㉑令和5年中に収入のなかった方などの記入欄に必要事項を記入して提出してください。（記入例②参照）

本人該当事項

- 寡婦・ひとり親控除……該当する場合は「本人欄」の数字に〇印を付けてください。
 - ・寡婦控除……申告者本人が次の1、2のいずれかに該当する場合
 - 夫と死別又は離婚した後再婚又は事実婚していない方で、扶養親族等があり、前年の合計所得金額が500万円以下
 - 夫と死別後再婚又は事実婚していない方で、前年の合計所得金額が500万円以下
 - ・ひとり親控除……申告者本人が結婚又は事実婚していない方で、次の1、2のいずれにも該当する場合
 - 生計を一にする子を扶養している
 - 前年の合計所得金額が500万円以下
- 障害者控除……障害者手帳の交付を受けている方は、該当する手帳の欄に〇印、等級を記入、手帳交付年月を記入してください。
- 勤労学生控除……学校・各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の方は学校名を記入してください。
 - ☆在学証明書等
- 未成年控除……平成18年1月3日以降に生まれた方は〇印を付けてください。

所得の生じる場所

給与、アルバイト、日雇い等による所得がある場合は、職業、勤務先名、勤務先の所在地を記入してください。

事業専従者

専従者控除を受ける方は、専従者の氏名等、控除額、個人番号、合計控除額を記入してください。
※専従者の個人番号が確認できる書類の添付は不要です。

寄附金に関する事項

●寄附金控除……都道府県・市町村の自治体、兵庫県内の共同募金会・日本赤十字社及び兵庫県内の認定特定非営利法人等に対して2千円を超える寄附をした場合は、該当欄に寄附額を記入してください。
☆寄附金額がわかるもの

給与・公的年金等所得以外の納付方法

給与所得者で給与所得でも公的年金に係る所得でもない所得に係る税額の納付方法について、希望する番号に〇印を付けてください。

記入例① 収入があった方

☆印は、提示又は添付書類台紙に貼り、提出が必要な書類

住所・氏名・個人番号等

枠内を記入してください。転居された方は1月1日の住所も記入してください。
個人番号については、別紙「添付書類台紙」をご覧ください。

（提出用）

尼崎市使用欄	
控除	扶養人数
配偶者控除	扶養親族
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	23
23	24
24	25
25	26
26	27
27	28
28	29
29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47
47	48
48	49
49	50
50	51
51	52
52	53
53	54
54	55
55	56
56	57
57	58
58	59
59	60
60	61
61	62
62	63
63	64
64	65
65	66
66	67
67	68
68	69
69	70
70	71
71	72
72	73
73	74
74	75
75	76
76	77
77	78
78	79
79	80
80	81
81	82
82	83
83	84
84	85
85	86
86	87
87	88
88	89
89	90
90	91
91	92
92	93
93	94
94	95
95	96
96	97
97	98
98	99
99	100

申告書表面

尼崎市市長あて 令和6年度分 市民税・県民税申告書

現住所 尼崎市 東七松町 1-2-3-1 令和6年 1月1日 住所

フリガナ アマガサキ イチロウ 個人番号 123456789012 生年月日 大正2 年 1 月 1 日 昭和3 年 4 月 5 日 令和5 年 1 月 1 日

氏名 尼崎一郎 電話番号 06-6489-6251

1 本人該当事項・配偶者・扶養控除等

本人欄	1 寡婦（配偶者と）	年 月 日	2 ひとり親（母・父）	障害者の種類等	身障・精神・療育__級	勤労学生	未成年
氏名	尼崎花江	987654321098	配偶者	明大①平	30 8 5	身・障・療育__級	0
扶養控除	尼崎三男	567890123456	子	明大②平	55 5 23	0	0
16歳未満	尼崎翔太	765432109876	孫	明大③平	22 1 10	0	0

2 所得の生じる場所(会社名等)

本人の職業	勤務先(事業主)名	住所	電話番号
会社員	〇〇商店	尼崎市三反田町1-1	06-6489-6250

3 事業専従者

氏名	続柄	生年月日	控除額
氏名	続柄	生年月日	控除額
個人番号			
個人番号			
合計額			

4 寄附金に関する事項

寄附先	寄附額
特定非営利活動法人(特定NPO)	9538
公益社団法人(特定NPO)	9638
財団法人(特定NPO)	9738
宗教法人(特定NPO)	9838

5 給与・公的年金等所得以外の納付方法

1 給与から税金を納付する(特例徴収)	2 自分で税金を納付する(普通徴収)
---------------------	--------------------

6 収入

公的年金等収入金額	1398500	ここは記入不要です
雑収入金額		
給与収入金額	2445600	ここは記入不要です
収入金額		

7 所得から差し引かれる金額

公的年金等収入金額	1398500	所得金額	185000
雑収入金額			
給与収入金額	2445600		
収入金額			

8 雑損控除

雑損控除	230,000	特別控除	45,000	185,000
社会保険料控除	238,000	社会保険料	32,000	
国民年金保険料	162,120	国民年金保険料	0	

9 生命保険料控除

生命保険料控除	60,000	介護医療保険料の計	60,000
新一般生命保険料の計	6006	旧一般生命保険料の計	
新個人年金保険料の計	120,000	旧個人年金保険料の計	
地震保険料控除	6,000	地震保険料の計	6,000

10 配偶者に係る収入及び所得金額

配偶者に係る収入及び所得金額	500000
①給与収入金額	1,050,000
②公的年金等の収入金額	200,000
③及び②以外の所得の金額	0

配偶者控除(配偶者特別控除)・扶養控除

- ※配偶者及び扶養親族の個人番号を確認して記入してください。個人番号が確認できる書類の添付は不要です。
- ※障害者がある場合は、障害の種類別に〇印、等級、手帳交付年月を記入してください。
- ※別居、同居は問いませんが、「居住形態」欄に〇印を付けてください。事業専従者は除きます。
- ※別居の場合は申告書裏面の「㉑別居の配偶者・扶養親族等」欄に住所等を記入してください。
- 配偶者控除・扶養控除……申告者本人と生計を一にする配偶者（申告者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は、控除なしの同一生計配偶者となります）や親族で、合計所得金額等が48万円以下の方が対象です。他の親族と重複して控除を申告することはできません。国外に在住の場合、扶養控除の対象となるのは30歳以上70歳未満（令和5年12月31日現在）の親族のうち以下のいずれかに該当する方です。
 - ・障害者
 - ・申告者本人から送金等を38万円以上受けている方
 - ・留学により国内に住所を有しなくなった方☆親族関係が確認できる書類（戸籍謄本など）、親族への送金が確認できる書類（ビザなど）
- 配偶者特別控除……申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合は、配偶者特別控除の対象となります。
 - ※配偶者の収入及び所得金額を、「配偶者に係る収入及び所得金額欄」に記入してください。

所得から差し引かれる金額

令和5年1月1日～12月31日までの支払が対象となります

- 雑損控除……申告者本人や申告者と生計を一にする総所得金額等の合計が48万円以下の親族が所有する住宅・家財等の資産が災害、盗難等の被害を受けた場合は、この欄に記入してください。
 - ☆り災証明書、保険金の受取額がわかるもの、災害関連支出の領収書
- 医療費控除……申告者本人や申告者と生計を一にする親族のために支払った医療費が、10万円又は総所得金額の5%のいずれか少ない金額を超えた場合、または特定一般用医薬品等の購入額が12,000円を超え、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組みを行っている場合は、この欄に記入してください。
 - ※医療費控除の明細書を作成し、提出してください。
 - ※支払金額、保険金等補填額、差引金額を記入してください。
 - ※セルフメディケーション税制を利用する場合は「区分」欄に1を記入し、セルフメディケーション税制の明細書を提出してください。
 - ☆健診又は予防接種を受けた等の一定の取組みを行ったことを明らかにする書類
- 社会保険料控除……申告者本人が支払ったり、勤務先から天引きされた健康保険料や厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料等がある場合はそれぞれの該当欄に記入してください。
 - ☆領収書、納入済額通知書等支払金額がわかる書類
 - ※申告者と生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から天引きされている介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、申告者の社会保険料控除の対象にはなりません。
- 小規模企業共済等掛金控除……小規模企業共済、企業型確定拠出年金のうち個人拠出分や心身障害者扶養共済の掛金の金額をこの欄に記入してください。
 - ☆支払金額がわかる領収書
- 生命保険料控除……申告者が支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の金額をそれぞれ記入してください。
 - ☆控除証明書
 - ・新制度適用契約……平成24年1月1日以後に締結・更新などした保険契約等
 - ・旧制度適用契約……平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
- 地震保険料控除……地震保険料及び日長期損害保険料をそれぞれ記入してください。
 - ☆支払金額がわかる証明書
 - 地震保険料……居住用家屋、生活用財産を保険又は共済の目的とする地震保険契約に係る保険料を支払った場合は、この欄に記入してください。
 - 旧長期損害保険……平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合は、この欄に記入してください。

雑所得(公的年金以外に関する事項)

公的年金以外の雑所得(業務・その他)がある場合は、この欄に記入してください。
※㊸列の金額を、申告書表面の「6 収入・所得金額 雑業務」欄又は「雑その他」欄の「収入金額」欄へ転記してください。
※㊹列の金額を、申告書表面の「6 収入・所得金額 雑業務」欄又は「雑その他」欄の「必要経費」欄へそれぞれ転記してください。

勤務先等が一定しない方(収入金額の内訳)

※令和5年中の勤務先又は職業、日給と働いた日数又は月収、社会保険料の金額を月ごとに記入してください。
※㊺を、申告書表面の「6 収入・所得金額 給与収入金額」欄へ転記してください。

事業所得のある方

事業所得がある場合は、この欄に記入してください。
※売上、仕入高、必要経費を記入してください。
※㊻を、申告書表面の「6 収入所得金額 事業」欄の「収入金額」欄へ転記してください。
※㊼を、申告書表面の「6 収入所得金額 事業」欄の「必要経費」欄へ転記してください。

別居の配偶者・扶養親族等

配偶者又は扶養親族等と別居している場合は、この欄に氏名、住所を記入してください。

所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除を適用する場合は、この欄に記入してください。
次の(1)、(2)の場合について、計算式で算出した所得金額調整控除額を給与所得から控除できます。
(1) 給与収入が850万円を超え、かつ次の(i)~(iii)のいずれかに該当する場合
(i) 申告者本人が特別障害者に該当する
(ii) 23歳未満の扶養親族を有する
(iii) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
計算式 (給与等の収入金額(限度額:1,000万円) - 850万円) x 10%
※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。
例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。
ただし、事業専従者については対象外となります。
(2) 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合
計算式 給与所得控除後の給与等の金額(限度額10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(限度額10万円) - 10万円
※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

申告書裏面(二面)

Form for tax return backside (二面). Includes tables for monthly income breakdown (表1), business income details (表2), and other financial information. Includes instructions for filling out the tables.

事業税に関する事項

- 1 事業税の非課税所得……事業所得のうち、事業税が課税されない所得(社会保険診療報酬から生じる所得)がある場合、その所得金額(事業専従者控除額・給与額を差し引く前の金額)を記入してください。
2 事業用資産の譲渡損失など……事業税で控除できる機械装置、車両運搬具などの事業用資産(土地、建物などを除く)の譲渡損失や事業所得が赤字で、そのうち、棚卸資産や店舗、機械装置などの災害による損失額が含まれているときは、これらの損失額を記入してください。
3 損益通算の特例適用前の不動産所得……不動産所得の損益通算の特例措置の適用がある場合は、適用前の不動産所得を記入してください。
4 前年中の開(廃)業……開始、廃止いずれかに○印、日付を記入してください。
※事業税の詳しいことは、兵庫県阪神南泉民センター 西宮県税事務所 電話(0798)39-1512までお問合せください。
※1・2いずれも記載がないと控除は受けられませんので注意してください。
※この申告書を提出された方は、事業税の申告をする必要はありません。(年の中途の廃業分は除きます。)

※申告書の提出がない場合は、所得調査を行うことがあります。

記入例② 収入がなかった方、遺族年金や障害年金のみを受給していた方

Example tax return form for someone with no income but receiving benefits. Includes 'Front Side' (申告書表面) and 'Back Side' (裏面) sections with handwritten entries and red annotations. Includes a table for spouse and dependent information.

配偶者を扶養している場合は、「配偶者(特別)控除」欄に記入してください。
配偶者以外を扶養している場合は、「扶養控除」欄に記入してください。
※別居の扶養親族等がある場合は申告書裏面㊺に氏名・住所を記入してください。

収入がなかった方は裏面㊺の該当理由に○をして必要事項を記入してください。

お問合せ先 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市 市民税課 電話 (06) 6489-6246 ~ 6248 FAX (06) 6489-6875